

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年1月13日 23時52分ごろ
発生場所	愛媛県松山市クダコ島西岸 クダコ島灯台から真方位254° 200m付近 (概位 北緯33° 58.1′ 東経132° 33.7′)
事故の概要	貨物船くにきⅡは、北東進中、クダコ島西岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年3月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 くにきⅡ、349トン
船舶番号、船舶所有者等	135972、有限会社鍋島回漕店
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷及び凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、空船で、広島県竹原市竹原港に向けて関門港を出港した。</p> <p>本船は、航海士が、松山市^{ふたがみ}二神島^{みずしり}水尻鼻北方沖で、船長と交代して単独の船橋当直に就き、二神島^{じょう}城ノ鼻北方沖でもう少ししてから進路をクダコ島西方沖に向けようと思いながら、クダコ島に向けて約10ノットの対地速力で、自動操舵によって北東進した。</p> <p>航海士は、疲労感がなく、休息も十分にとれており、暖房が効いて眠気を感じたものの、居眠りするとは思わなかったもので、外気に当たるなどして目を覚まさずに、操舵装置に両肘を突いて立った姿勢で航行を続けたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>航海士は、来島海峡海上交通センターからのVHF無線電話による呼び出しで目を覚まし、船首方直近に島影を認め、左舵をとったものの、本船はクダコ島西岸に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船舶所有者が手配したタグボートに引かれて離礁した後、ダイバーによる船底調査が行われて航行に支障がないことが確認され、海上保安庁の指示で松山市松山港に入港した。</p> <p>船長は、航海士がクダコ水道での操船経験が豊富であったので、同水道を航行する際には、同人に操船を任せていた。</p> <p>船長及び航海士は、本船に設置してある船橋航海当直警報装置のモーションセンサーの設定が5分になっており、航海士が居眠りして</p>

	<p>から目覚めるまでの間が5分以内であったので、警報音が鳴らなかったのだらうと、本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、狭水道を通航する目的で北東進中、単独で船橋当直にあっていた航海士が、暖房が効いて少し眠気を感じたものの、居眠りするとは思わずに操舵装置に両肘を突いて立った姿勢でいたところ、居眠りに陥り、変針予定場所を通過してクダコ島に向かって航行を続けたことから、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、狭水道を通航する目的で北東進中、単独で船橋当直にあっていた航海士が居眠りに陥り、変針予定場所を通過してクダコ島に向かって航行を続けたため、同島西岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、眠気を感じた際には、外気に当たったりするなどの居眠りを防止するための措置を採ること。 ・ 船長は、狭水道を航行する際には、昇橋して操船指揮を行うこと。